

東映株式会社定款

# 東映株式会社定款

作成	昭和24年9月19日		
認証	昭和24年9月26日		
承認	昭和24年9月28日		
一部変更	昭和25年4月28日	昭和25年6月19日	昭和25年11月25日
	昭和26年10月30日	昭和27年10月30日	昭和28年10月26日
	昭和29年10月23日	昭和31年10月30日	昭和33年10月30日
	昭和34年10月30日	昭和41年10月31日	昭和45年10月31日
	昭和47年10月30日	昭和50年4月28日	昭和53年11月28日
	昭和57年11月30日	昭和62年11月27日	昭和63年6月29日
	平成3年6月27日	平成6年6月29日	平成7年6月29日
	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
	平成18年6月29日	平成19年6月28日	平成21年6月26日
	平成26年6月27日	平成29年10月1日	令和4年6月29日
	令和6年4月1日		

## 第1章 総 則

- (商号)  
第1条 本会社は東映株式会社と称し、英文ではTOEI COMPANY, LTD. と表示する。
- (目的)  
第2条 本会社は次の業務を営むことを目的とする。
1. 映画の製作及び配給
  2. 映画及び食料品・日用品雑貨類の輸出入並びにその売買・代理・仲介
  3. 映画、演劇その他各種興行・娯楽機関及び観光施設の経営
  4. ゴルフ場、遊園地その他各種スポーツ・レクリエーション施設の経営並びにゴルフ等会員権の売買
  5. ホテル、旅館、食堂、売店の経営並びに旅行業
  6. 不動産の開発及び売買・賃貸借・管理・仲介並びに駐車場の経営
  7. 演芸・催物類の企画製作供給、ポスター・プログラムその他各種映画関連商品・出版物・レコード類の製作及び販売並びに著作権事業
  8. ラジオ・テレビ番組の企画・製作・販売及びビデオスタジオの経営
  9. 建築工事、鋼構造物工事、内装仕上工事の設計・監理及び請負業
  10. 以上の目的を達するに必要な附帯業務を営むこと
- (本店の所在地)  
第3条 本会社は本店を東京都中央区に置く。
- (機関)  
第4条 本会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
  2. 監査等委員会
  3. 会計監査人
- (公告の方法)  
第5条 本会社の公告方法は電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は15千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の株主は「株式取扱規則」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会の定める「株式取扱規則」による。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第13条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

## 第3章 株主総会

(招集・招集権者)

第14条 本会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合臨時にこれを招集する。

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代る。

(基準日)

第15条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第16条 株主総会の議長は取締役社長とし、取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第17条 本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報

について、電子提供措置をとるものとする。

本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第 18 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第 20 条 本会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は15名以内とする。

本会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 22 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会招集の通知は会日の5日前までに各取締役に対して発することを要する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 本会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)

第 25 条 本会社には取締役会の決議により取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(代表取締役)

第 26 条 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。但し取締役社長は代表取締役でなければならない。

(名誉会長、相談役、顧問及び執行役員)

第 27 条 本会社には取締役会の決議により名誉会長、相談役、顧問及び執行役員を置くことができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は別に取締役会の定める「取締役会規程」による。（報酬等）

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 30 条 本会社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役（監査等委員であるものを除く。）に委任することができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 32 条 監査等委員会招集の通知は会日の5日前までに各監査等委員に対して発することを要する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は別に監査等委員会の定める「監査等委員会規程」による。

## 第6章 取締役の責任免除

(責任限定契約)

第 34 条 本会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第 35 条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 本会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 37 条 本会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 第99期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

